

佐世保市創業促進補助事業のご案内（令和6年度版）

市創業支援等事業計画に基づく支援を受けた創業者に 創業時の必要経費の一部を補助します

補助制度概要	佐世保市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援事業を受け、常用労働者を雇用した創業者に対し、創業に係る必要経費の一部を補助します。
補助対象者	<p>市内で創業し、創業日から1年を経過していない人で、次の要件の全てに該当する人。</p> <p>(1) 佐世保市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援事業を受け、「経営」、「財務」、「人材育成」及び「販路拡大」に関する必要な知識を習得したことを、市の創業相談実績簿で確認できる創業者であること。</p> <p>(2) 創業日からこの補助金の交付申請日の前日までに、本市在住の常用労働者を1人以上雇用し、当該申請日から1年経過後も同人数又はそれ以上の人数を継続して常用雇用することを見込んでいる創業者であること。</p> <p>(3) 創業後においても、本市の創業支援事業者による指導及び助言を継続的に受けること。</p> <p>(4) 次のいずれかの業種で創業すること。</p> <p>①日本標準産業分類に基づく製造業</p> <p>②日本標準産業分類に基づく情報通信業のうち、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業</p> <p>③ベンチャービジネス（環境・新エネルギー、健康・医療など、地域資源を活用し、産学金官連携により地域課題を解決するなど外部効果が認められる事業など、本市産業における新規性が高い事業）</p> <p>(5) 本市に納付すべき市税を滞納していないこと。</p>
補助対象経費	工事費、設備費、広報費。UJIターンした創業者については、移住前に本市創業支援ネットワーク機関で支援を受けた際の旅費や、従業員募集のためにハローワークを訪問した際に発生した旅費も含める。（ただし、申請日の前日までに請求を受けた、または支払ったことが証明できるものに限る）
補助率等	補助対象経費の3分の1以内（限度額100万円） 若年創業者（39歳以下）は補助対象経費の2分の1以内（限度額100万円）

・補助金交付要綱、様式など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

<お問い合わせ先>

佐世保市経済部商工労働課

Tel : 0956-24-1111（内線 3009）

mail : syouko@city.sasebo.lg.jp